

表1 IVA・IEPSモダリティーの主な認定要件(変更後)

カテゴリー	要件	備考	
A	基本要件 (全認定)	税務義務履行証明(Opinion Positiva)	
		従業員がいること(人材派遣含む)	
		SAT発行のブラックリスト(税務義務違反者等)に掲載されていないこと	
		有効なデジタル印章	
		活動を実施するすべての施設をSATに登録	
		有効な輸入業者登録(場合によっては特定部門別輸入業者登録)	
		当局による査察を随時受け入れること	
		輸出入先の企業リスト(過去12か月)	新規IMMEX(注1)は免除
		国内サプライヤーリスト(過去6か月)	
		申請時で8か月以上の契約期間が担保された不動産の合法的使用	
		SATが過去3年間、申請企業の株主や代表者、取締役員に対して刑事告訴等をしていないこと	
		SATが規定する在庫管理	
		SATが規定する電子会計帳簿の導入	
		株主、代表者、取締役等の租税義務に滞りがない	
	株主、代表者、取締役等の租税義務に滞りがない		
	連邦公課法(LFD)第40条m)が定める登録手数料の支払い	2020年7月に追加	
	IVA/IEPS	10人以上の従業員(人材派遣含む)と社会保険義務の履行	
		国内投資の証明	
		既認定企業の場合、保税在庫管理義務を果たしていること	
		国内サプライヤーがSATのブラックリスト(CFF第69条B)に載っていないこと	
うちIMMEX	有効なIMMEX登録を持つこと		
	IMMEXオペレーションに必要なインフラを所有		
	直近12か月の一時輸入額の60%以上について再輸出(バーチャル輸出含む)すること	新規IMMEXは免除	
	活動内容(生産・サービス)に関するフローの説明 プロジェクトの継続性を証明する書類(受託生産契約、購買契約書等)		
うちセンシティブ品目 (鉄鋼、繊維、砂糖等)	最低12か月以上のIMMEXオペレーション経験		
	最低でも30名以上の従業員の雇用と社会保険義務履行	2019年6月に要件削除	
	株主、取締役等の個人所得税年次申告(直前2年分)	2019年6月に要件削除	
AA	(Aに加えて)	直近4年間のオペレーション経験、1,000人以上の従業員、あるいは5,000万ペソ以上の設備・機材を持つ	
		直近12か月においてSATに対し租税債務がないこと(注2)	
		直近6か月のIVA還付申請において、却下された額が許可された額の20%以内で却下額が500万ペソを超えないこと	
AAA	(Aに加えて)	直近7年間のオペレーション経験、2,500人以上の従業員、あるいは1億ペソ以上の設備・機材を持つ	
		直近24か月においてSATに対し租税債務がないこと(注2)	
		直近6か月のIVA還付申請において、却下された額が許可された額の20%以内で却下額が500万ペソを超えないこと	

(注1) 過去12か月以内に初めてIMMEX登録された企業。

(注2) 租税債務が保証金でカバーされている、あるいはSATと返済方法について合意されていれば申請可。

(出所) 2022年の貿易に関する一般規則(RGCE2022)